

## 産科医療補償制度 診断協力医登録のお願い

財団法人日本医療機能評価機構は、同機構が運営する産科医療補償制度において補償請求の際に児の脳性麻痺の診断を行っていただく医師（以下、「診断協力医」という。）として登録にご協力いただける医師を募集しています。日本リハビリテーション医学会としても産科医療補償制度の趣旨に賛同するものであり有資格者で登録可能な先生は、ご協力お願いいたします。

### ◆ 産科医療補償制度の概要

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した脳性麻痺児およびその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的として平成 21 年 1 月に創設され、平成 23 年 2 月末現在で 129 名の児が補償対象と認定されています。

(平成23年2月末現在)

審査件数	補償対象	補償対象外			継続審議 <sup>※2</sup>
		補償対象外	再申請可能 <sup>※1</sup>	計	
138	129	4	3	7	2

※1 現時点では補償対象とならないものの、将来、所定の要件を満たして再申請された場合、改めて審査するもの

※2 追加情報等が必要であり、継続審議としたもの

### ◆ 診断協力医とは

#### 1) 診断協力医登録の目的

- ① 産科医療補償制度における補償請求者（児の保護者）に対し、脳性麻痺の診断を行うことができる医師を紹介できる体制を整え、補償請求者に対する利便性の向上を図る。
- ② 産科医療補償制度における公平かつ円滑な審査を実施するため、脳性麻痺の診断を行うことができる医師に本制度の診断基準をご理解いただき、適切な診断水準を確保する。

#### 2) 診断協力医の業務内容

補償請求者（児の保護者）の依頼に応じて、児の脳性麻痺の重症度等についての診断および産科医療補償制度専用診断書の作成を行う。

#### 3) 登録資格

次の（１）、（２）のいずれかの資格を有する医師

- (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定に基づく障害区分「肢体不自由」の認定に係る小児の診療等を専門分野としている医師

## (2) 日本小児神経学会の定める小児神経専門医の認定を受けた医師

### ◆ 診断協力医登録の現状

平成 23 年 1 月末現在、全国で約 430 名の医師が登録されています（この内、日本リハビリテーション医学会員は 94 名）。なお、平成 23 年 3 月末をもって委嘱期間満了を迎える医師に対しては、同年 1 月から 3 月にかけて再委嘱の手続きが行われています。

しかし、都道府県によっては登録者数が少ない地域や、一部で県内の登録者の所在地に偏りがあるなど、必ずしも登録が十分とは言えない状況であり、引き続き登録いただける医師の募集を行っています。

#### < 特に新規登録が望まれる地域 >

登録人数が5名未満の都道府県	山形、岐阜、富山、石川、福井、奈良、島根、香長崎、宮崎、鹿児島
県内の登録医所在地に偏りがある（登録しない等）地域	北海道：道南地区、道東地区、岩手：県南部、宮城：県北部、山形：県北部、千葉：県南部、神奈川：県西部、山梨：県東部、長野：県南部、京都：府北部、島根：県西部、徳島：県西部、高知：県西部、佐賀：県西部、鹿児島：県東部
人口規模に比して数が少ない都道府県	栃木、群馬、茨城、静岡、大阪

### ◆ 診断協力医への情報提供

診断協力医として登録された医師には、診断協力医の業務に役立ててられるよう、制度の動向や審査の実施状況、診断書作成に関する情報等を掲載した機関紙「診断協力医の皆様へ」が定期的を送付されます。

### ◆ 登録手続き

診断協力医としてご協力いただける医師は、産科医療補償制度ホームページ内「診断協力医募集」ページをご参照の上、必要書類を機構へ直接ご提出ください。

産科医療補償制度ホームページ URL : <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp>

本件に関するお問い合わせは、当該機構へ直接ご連絡ください。

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目4番17号 東洋ビル10階  
財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度運営部 審査・補償担当  
TEL : 03-5217-3188 (担当：田口、金野)  
メール : shindan@jcqh.or.jp